離島等供給約款の変更届出

2026 年 10 月 14 日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2026 年 11 月１日を実施日とする離島等供給約款※1の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第21条第１項※2の規定にもとづき、離島等供給約款の変更届出を経済産業大臣に行いました。

今回の申請は、国の審議会における議論等を踏まえたものであり、以下の内容について変更を行います。

１．主な変更内容

（１）系統接続に係る手続期限の設定

（２）技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い

（３）その他供給条件の見直し

２．実施日

2026年11月１日

※１ 離島等供給約款

離島等のお客さまに対し、電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款。

※２ 電気事業法第21条第１項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

以　上

別紙：離島等供給約款の変更内容（概要）

別　紙

離島等供給約款の変更内容（概要）

１．系統接続に係る手続期限の設定

国の審議会※1において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、需要地点について、供給承諾から工事費負担金の入金期限が守られない場合は接続供給契約における当該地点の契約申込を解除することが整理されたことを踏まえ、離島等供給約款の供給条件を変更いたしました。

２．技術検討に係る再検討を要する内容変更の扱い

国の審議会※2において、系統容量を長期間確保されることを防ぐ観点から、需要地点について、供給対策工事および技術検討の結果に影響を及ぼす需要家都合による契約申込の不備または変更が発生した場合は契約申込を取り消すことが整理されたことを踏まえ、離島等供給約款の供給条件を変更いたしました。

※１　第４回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（2025年9月24日開催）

※２　第10回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（2026年4月16日開催）

以　上